

山陽小野田市農業委員会

第8回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和3年2月10日午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 山陽総合事務所内厚狭公民館2階第1研修室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員	2	相本 まゆみ
	3	中原 義治
	4	藤井 豊
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	10	佐々木 勇藏
	11	五十嵐 奨
	13	二井 一夫
	14	國吉 彰

4. 欠席委員

	5	森田 祐三
	12	村上 雅彦

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 28号 農地法第3条 権利の移動

議案第 29号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 30号 現況証明願い

報告第 11号 水田埋立畑地造成事前申出について

報告第 12号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 13号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 31号 農用地利用集積計画について

報告第 14号 非農地判定による通知について

議案第 32号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第8回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員は村上委員と森田委員です。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、3番中原委員と4番藤井委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第28号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>今月の農地法第3条の許可申請は4件です。</p> <p>議案第28号番号19について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、埴生支所から南東へ約1.0kmに位置する農用地内の農地です。</p> <p>公図は3ページをご覧ください。</p> <p>申請内容は1ページの番号19のとおりです。</p> <p>本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議長 10番	<p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>現地の報告をさせていただきます。</p> <p>現地の位置につきましては、先ほど事務局から説明のありました通りですので省略いたします。</p> <p>2月4日に事務局2名と田尾会長、私の4名で現地調査をさせていただきました。</p> <p>周辺の状況は、北側が耕作放棄地でした。</p> <p>申請地の状況は、申請者が耕作中でした。</p> <p>譲渡人は遠隔地に居住しており、高齢なことから管理が困難であるため現在管理をしている譲受人に譲り渡すことにしたそうです。</p> <p>譲受人は約1ヘクタールを耕作中で、農業機械等も揃っていることから耕作可能であると思います。</p> <p>以上で現地報告を終わります。</p>

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 28 号番号 19 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
議案第 28 号番号 19 は全員賛成により原案どおり承認することと
いたします。
次に番号 20 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 28 号番号 20 について議案書をもとに説明いたします。
4 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から南へ約 1.0 k m に位置する農用地内の
農地です。
公図は 5 ページをご覧ください。
申請内容は 1 ページの番号 20 のとおりです。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を
満たしていると考えられます。

議長 次に私の方から現地調査報告をさせていただきます。
2 月 4 日に事務局 2 名と佐々木委員、私の 4 名で現地調査をさせ
ていただきました。
5 ページをご覧ください。
周辺の状況は既に田になっていました。
申請地の状況は、道路に面した土地であり、申請人が既に耕作中
でした。
譲渡人は 15 年ほど前から茨城県に居住しており、遠方で耕作管
理もできない事から手放したいとの意向があり、耕作をしている譲
受人に譲ることとしたものです。
譲受人は現在約 4.3 ヘクタールを耕作しており、農業機械等も揃
っていることから耕作をする上では特に問題となることはないと思
います。
以上で現地調査報告を終わります。
ただいまの説明に関して何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 28 号番号 20
に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
議案第 28 号番号 20 は全員賛成により原案どおり承認することと
いたします。
次に番号 21 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 28 号番号 21 について議案書をもとに説明いたします。
6 ページをご覧ください。
申請地は、市役所から北東へ約 1.1 k m に位置する農用地内の農地です。
公図は 7 ページをご覧ください。
申請内容は 1 ページの番号 21 のとおりです。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に私の方から現地調査報告をさせていただきます。
6 ページと 7 ページをご覧ください。
場所は東高泊地区の不二輸送機工業から 200 m 程の距離にある区画整備された農地となります。
申請地の状況は周囲と同様に、区画整備された農地です。
譲渡人は高齢で耕作が困難なことから、譲渡したいとの事でした。また、譲受人は 4.5 ヘクタールを既に耕作中で、経営規模を拡大したいとの意向があり、農業機械等も揃っていることから何ら問題はないと思います。
以上で現地調査報告を終わります。
ただいまの説明に関して何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 28 号番号 21 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
議案第 28 号番号 21 は全員賛成により原案どおり承認することといたします。

局長 次に番号 22 について事務局の説明を求めます。
議案第 28 号番号 22 について議案書をもとに説明いたします。
8 ページをご覧ください。
申請地は、市役所から西へ約 2.6 k m に位置する農用地内農地及び第 2 種農地です。
公図は 9 ページ乃至 11 ページをご覧ください。
申請内容は 1 ページの番号 22 のとおりです。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
10 番 現地調査報告をさせていただきます。
申請地の状況は、地番が 2299-4 の周りが農地で、畑でした。後

は干拓の中の農地となっていました。

譲渡人は市外へ移転するため、譲渡するとの事でした。

譲受人は約 0.3 ヘクタールを耕作中で農業機械も揃っていることから耕作可能だと思います。

これで現地調査報告を終わります。

議長

ただいまの説明について何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 28 号番号 22 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

議案第 28 号番号 22 は全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

また、番号 16 は、議案第 30 号「現況証明願いについて」番号 7 と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第 5 条の許可申請は 9 件です。

議案第 29 号番号 16 及び議案第 30 号番号 7 について、議案書をもとに一括して説明いたします。

14 ページをご覧ください。

申請地は、南支所から東へ約 1.0 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、議案第 29 号番号 16 については 12 ページの番号 16 のとおりです。

公図は 15 ページ、土地利用図は 16 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

続いて、議案第 30 号番号 7 の現況証明願いについては 45 ページをご覧ください。

本件は、地籍調査の際に畑地と認定されたものですが、すでに灌木、雑草に覆われ農地としての利用が困難なため、この度、前出の宅地造成に合わせて非農地化するものです。

公図は、47 ページをご覧ください。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

次に私の方から現地調査報告をさせていただきます。

議案書 15 ページをご覧ください。

譲渡人は既に仙台市の方へ移住しており、売買で宅地造成をする

との事です。

周辺の状況は、15ページの図面上側の「松原組」と書いてある場所はため池となっています。それに連なる畑で4823-1は宅地となっており、ため池よりも約1m高く、ブロックで仕切りがしてありました。

申請地東側の12033-3の宅地については所有者が申請者と兄妹関係にあります。

申請地の状況は、先ほど事務局からもありましたように、道路と接してはいるものの、荒れており、低木が生えていますが歩行が困難なほどではありません。

埋立法面は、L字擁壁とブロック塀で処理します。その中に盛土を入れて宅地造成をすとの事です。

境界については境界杭と測量杭等で確認しています。

以上でこの件についての報告を終わります。続いて現況証明の説明に移ります。

議案書47ページをご覧ください。

周辺の状況は先に説明した5条の番号16の北側に位置する土地で、宅地造成する予定の土地よりも約30cm低地となっており、ため池との境になっています。

申請地の状況は、背丈ほどの灌木が繁茂し、農地性は認められず原野であると判断しました。

以上で報告を終わります。

ただ今の説明に関して何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

8番 この方は、元々同じ町内の方で、今は仙台に住んでいるのですが、隣の兄弟に譲りたいと言われていたので、私もかなり動いてみたが、農地法で所有することができない。

ある人に聞いたら、時効取得という方法もあると聞いた。兄弟の人で管理も長いことやっていた。時効取得が適用できればよかったと思う。

局長 一般論ですが、民法では時効取得を次のように規定しています。

『20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得することができる。』また、

『10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失

がなかったときは、その所有権を取得することができる。』となっていますが、この場合はその辺がどうなっていたかは事務局としてはわかりません。

8 番 山陽小野田市では過去に例があるそうですが、
局長 時効取得は過去にあります。

時効取得の要件に該当すれば取得できますが、この場合、時効取得の要件に該当するかは、事務局ではわかりません。

争いが起こったとき裁判所が時効取得を認めるためには、「所有の意思」、「平穏な占有」、「公然の占有」という条件を立証しなければなりません。

そのため、今回は要件を満たすことができなかったのではないかと思います。

時効取得に関しては所管するところは法務省になります。司法書士が手続きするようになります。中立委員の森田さんであればもっと明確な回答が得られたと思いますが、しかしながら本日は別の用事で遅れており、この場におられませんので、一般論で回答をすることしかできません。

議長 森田さんが遅れておりますので、後ほど森田さんが来られましたら、最後にこの件について聞いてみましょう。

7 番 時効取得する場合には裁判所の許可がいる。農業委員会が先にそのことについて決められない。

局長 争いが起こって裁判所が時効取得を認めれば、農業委員会は農地台帳から落とせます。

8 番 解決はしている。今後のことも考えて発言した。本人も仙台の方に居り、解決している。

議長 よろしいでしょうか。では、他に質問等はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 29 号番号 16 及び議案第 30 号番号 7 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

議案第 29 号番号 16 及び議案第 30 号番号 7 については全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 17 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 29 号番号 17 について議案書をもとに説明いたします。
17 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 3.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、12 ページの番号 17 のとおりです。
公図は 18 ページ、土地利用図は 19 ページ乃至 21 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、本件の登記地目は公園となっておりますが、現況が畑地となっていることから、申請に至ったものです。

ご審議の程お願いします。

議長 次に私の方から現地調査報告をさせていただきます。

18 ページをご覧ください。

現地の位置等につきましては事務局から説明がありましたので省略いたします。

子へと土地を譲渡し、子が自己用住宅を建設するものです。

周辺の状況は、図面で 10098-48 等の区画が整理されている部分については過去に住宅団地を建てるということで土地開発を行った場所ですが、現在は太陽光発電施設が設置されています。

こちらに関しては当時、住宅を建てる際に公園が必要になるとの事から公園として利用する計画でしたが、実行に至らず、残っていた形となります。

申請地の状況は道路が幅員 4.8m 程あり、道路から 2m ほど高く、ブロック等で囲まれた場所に位置しています。

登記簿上の地目は公園ですが、現況地目は畑となり、現状でミカンなどの木が 15 本程度植えられております。

雨水処理に関しては道路側溝へ排水し、汚水に関しては合併浄化槽を設置し、処理後に道路側溝へ排水するようになっています。

申請地への進入路の位置は 19 ページの土地利用計画図を見ていただくとわかると思いますが、道路に接した部分の 2 か所に階段を設置するとの事です。

境界については、ブロック等の既設構造物で囲まれておりますので問題ありません。

以上で現地調査報告を終わります。

ただ今の説明に関して何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

7 番 議長 この公園は都市計画サイドで定められた 3% の公園ですか。

そうです。

7 番 そうなのであれば、旧小野田市に帰属していないといけないと思うのですが。

個人名義で公園が残っているのは開発申請が作為的に行われたのではないのですか。

議長 住宅地を建てる予定のものが中止になったのではないですか。

7 番 開発許可はここを公園として指定したわけですよ。

議長 公園として残っているということはそうなりますね。

7 番 公園に指定したということは、例えば子供の遊び場であったり、災害時の避難場所であったり、そういう形で作るものだと思うのですが。

議長 事務局お願いします。

局長 まず、農地法の話からしますと、申請地の登記地目は公園ですが、現況が畑で農地台帳にも載っているため、転用の際には農地法第5条の許可申請を行っていただき、許可を得て農地以外のものにする必要があります。

課税に関しても畑地として課税されているようです。

議長 今の説明でよろしいでしょうか。

7 番 法的に、個人の土地を公園として指定する開発の許可は聞いたことがない。

手続きが済むまでに業者が倒産してしまった場合ならばわかるが、本来都市計画の公園というものは法的な縛りがある。

個人が登記変更をしていなかったのかどうかはわかりませんがおかしいのではないですか。

議長 事務局お願いします。

局長 現在は、太陽光発電設備があります。

18ページを見ていただくとわかりますが、公園の東側は、宅地開発の様な区画になっていますが太陽光発電設備が設置されています。

昭和55年に株式会社クボタが宅地造成を行おうとしたところ、それが出来なかったため、そのまま放置していたところ、平成26年に山佐株式会社が購入して、太陽光発電施設を設置し、その際に先の業者が宅地造成をするにあたって、公園ということで設けてあった土地を今回の申請者が購入され、現在に至ります。

そして、公園用地を畑として活用していたため、農地台帳に登載されていました。

今回、現所有者が息子に譲渡し、自己用住宅を建てるということ

で5条の申請が出たというわけです。

7番
議長 わかりました。
よろしいでしょうか。では、他に質問はありませんか。
他に無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第29号番号17に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
議案第29号番号17については、全員賛成により原案どおり承認することといたします。

局長 次に番号18について事務局の説明を求めます。
議案第29号番号18について議案書をもとに説明いたします。
22ページをご覧ください。
申請地は、市役所から北西へ約0.8kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。
申請内容は、12ページの番号18のとおりです。
公図は23ページ、土地利用図は24ページ乃至26ページをご覧ください。
本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に私の方から現地調査報告をさせていただきます。
場所は小野田の掃山地区です。
23ページをご覧ください。本件は売買により長屋建住宅を建設するものです。
周辺の状況は1415-1が宅地で、現在家が建っております。1412-2は田で、水稻耕作の跡がありました。1417-10は雑種地でした。
5条18と書いてある右手に小さい道がありますが、現地からこの道へ出ることはできません。
申請地の状況は、草地となっておりますが保全管理をしているものと思われまます。
雨水処理に関しては溜枡から農業用排水路へ放出します。
汚水に関しては公共下水道に接続します。
埋立法面の処理は80cmほど盛土を行います。また、周辺はL字擁壁とその内側にメッシュフェンスを設けるようです。
周辺農地の取水ですが、1412-2が田となっておりますが、こちらは宅地の真ん中にあるU字溝から1417-10の横を通過して取水するようになっています。
境界については境界杭で確認できています。

以上で現地報告を終わります。

ただ今の説明に関して何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 29 号番号 18 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

議案第 29 号番号 18 については全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 19 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 29 号番号 19 について議案書をもとに説明いたします。
27 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から西へ約 1.4 km に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、12 ページの番号 19 のとおりです。

公図は 28 ページ、土地利用図は 29 ページをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

10 番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は、南側が道路で北側が宅地、東側が埋立中で、西側が田となっていました。

申請地の状況は、保全管理中となっていました。

雨水処理に関しては南側水路に排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立法面の処理は埋立を行わないためありません。

申請地への進入路の位置は図面南側で幅員は 3 m です。

境界については、既設構造物や畦畔等で確認できています。

以上の事から特に問題はないと思います。

報告を終わります。

何か質問はありませんか。

議長 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 29 号番号 19 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

議案第 29 号番号 19 については全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 20 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 29 号番号 20 について議案書をもとに説明いたします。
30 ページをご覧ください。

申請地は、南支所から南へ約 2.3 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、13 ページの番号 20 のとおりです。

公図は 31 ページ、土地利用図は 32 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に私の方から現地調査報告をさせていただきます。

議案書 31 ページをご覧ください。

売買による所有権移転を伴う太陽光発電施設の建設での転用になります。

周辺の状況は、長門本山駅に近い場所で、北西側隣接地には既にソーラーパネルが設置されています。北側の隣接地は既に荒地となっており低木が繁茂している状態です。申請地の状況は、3 枚のうち真ん中の申請地の境界付近に野菜が少し植えてありました。その他は保全管理の状態でした。雨水処理に関しては自然流下です。埋立は行いませんが整地をして、ソーラーパネルを設置するとの事です。境界については境界杭や畦畔で確認しています。

以上で現地報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 29 号番号 20 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

議案第 29 号番号 20 については全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 21 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 29 号番号 21 について議案書をもとに説明いたします。

33 ページをご覧ください。

申請地は、南支所から北西へ約 1.2 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、13 ページの番号 21 のとおりです。

公図は 34 ページ、土地利用図は 35 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に私の方から現地調査報告をさせていただきます。

33 ページならびに 34 ページをご覧ください。

売買による所有権移転を伴う太陽光発電事業です。

東側隣接地の雑種地にはソーラーパネルが設置してあります。

周辺の土地は、保全管理と水稻耕作地となっています。

申請地の状況は、雑草が多少生えているものの、ソーラーパネル設置に伴う整地を行うにあたり支障はないと思います。

申請地への進入路については、幅員4 m程度あります。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

境界については測量杭や畦畔等で確認できています。

以上で現地報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第29号番号21に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

議案第29号番号21については全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号22について事務局の説明を求めます。

局長

議案第29号番号22について議案書をもとに説明いたします。

36ページをご覧ください。

申請地は、南支所から南西へ約1.3 kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、13ページの番号22のとおりです。

公図は37ページ、土地利用図は38ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

次に私の方から現地調査報告をさせていただきます。

38ページをご覧ください。

小野田の須恵地区に太陽光発電設備の維持管理作業を行う際に必要な駐車場及び作業用用地を確保するものです。

周辺の状況は上下水道管が敷設された道路と2面が接している田となります。

申請地の状況は、道路より約1 m低地となっています。

駐車場の施工は、20 cmほど盛土を行い駐車場と作業スペースを作り、近隣の太陽光発電設備の維持管理をするものです。

埋立法面の処理は、東側隣接地の所有者の耕作の邪魔にならないように、芝張りを行うとの事です。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

境界は38ページの計画平面図のように、測量杭と道路で確認できています。

以上で現地報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第29号番号22に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

議案第29号番号22については全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号23、番号24及び報告第11号「水田埋立畑地造成事前申出について」番号2は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第29号番号23、番号24及び報告第11号「水田埋立畑地造成事前申出について」番号2について、議案書をもとに一括して説明いたします。

39ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から西へ約2.5kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請内容は、議案第29号が13ページの番号23及び番号24並びに報告第11号が48ページ番号2のとおりです。

公図は40ページ、43ページ及び50ページ、土地利用図は41ページ及び44ページ並びに51ページ及び52ページをご覧ください。

議案第29号番号23及び番号24については、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

また、報告第11号番号2については、隣接地が埋め立てられて資材置場となることから、同時に埋立てを行い畑地にし、果樹を栽培しようとするものです。

議案第29号番号23の資材置場及び報告第11号番号2の水田埋立畑地造成については、すでに埋立てが行われており、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

議長
10番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

番号23から説明させていただきます。

周辺の状況は北側が道路で、南側が山林、東側が駐車場で、西側が既に埋立済みではありますが畑地造成の申請地となっています。

申請地の状況は、違反転用の状態で、埋立済みでした。
雨水処理に関しては西側の水路に流します。
汚水に関しては発生しません。
埋立法面の処理は、土羽となっています。
申請地への進入路の位置は図面北側で、幅員は約6mです。
境界については、畦畔等で確認できています。
以上の事から特に問題ないと思います。
続きまして、番号24について説明させていただきます。
周辺の状況は、北側が宅地で南と東は山林、西側には資材置場がありました。

申請地の状況は、保全管理中です。
雨水処理に関しては、北側の水路に排水します。
汚水に関しては発生しません。
埋立法面の処理は土羽となります。
申請地への進入路の位置は図面西側で幅員は4mです。
周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。
境界については境界杭、既設構造物で確認できています。
以上の事から特に問題ないと思います。
最後に水田埋立畑地造成事前申出について説明いたします。
周辺の状況は、北側が道路で東側が埋立中、西側が保全管理中の田となっています。

申請地の状況は、未届出の状態で埋立がなされていました。
雨水処理に関しては北側の水路へ排水します。
汚水は発生しません。
埋立法面の処理は土羽です。
申請地への進入路の位置は図面東側の資材置場からです。
境界については測量杭と既設構造物で確認しています。
ミカンを植えて栽培するようになっています。
以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。
何か質問はありませんか。

議長

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第29号番号23及び番号24に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

議案第29号番号23及び番号24については全員賛成により原案どおり承認することといたします。

また、報告第11号番号2は原案どおり処理いたします。

次に報告第 12 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 2 件です。

報告第 12 号番号 4 について議案書をもとに説明いたします。

54 ページをご覧ください。

本件の届出地は、総合事務所から北へ約 0.1 km、農用地外にあります。

公図は 55 ページ、土地利用図は 56 ページをご覧ください。

届出の内容は、53 ページ番号 4 のとおりです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

10 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、南側が道路、西側が耕作中の田で、北側と西側が住宅地になっています。

申請地の状況は、保全管理中でした。

申請地への進入路の位置は図面南側で、幅員は 4 m です。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 12 号番号 4 は原案どおり処理いたします。

次に番号 5 について事務局の説明を求めます。

局長 報告第 12 号番号 5 について議案書をもとに説明いたします。

57 ページをご覧ください。

本件の届出地は、総合事務所から北へ約 2.2 km、農用地内にあります。

公図は 58 ページ、土地利用図は 59 ページをご覧ください。

届出の内容は、53 ページ番号 5 のとおりです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

10 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は西側が水路で、北側は道路です。

南側と東側は耕作中の農地でした。

申請地への進入路の位置は、図面北側で幅員は 4 m です。

以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 12 号番号 5 は原案どおり処理いたしま

す。

次に報告第 13 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 60 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 3 から 13 までの 11 件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

ないようでしたら報告第 13 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 152 号「農用地利用集積計画」を上程します。

なお、本件には 3 番中原委員及び 6 番田中委員に関係する事項が含まれますので、恐れ入りますがお二人はご退室ください。

(この間該当委員 2 名退出)

それでは、事務局の説明を求めます。

局長 62 ページ乃至 64 ページを御覧ください。

議案第 31 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 14 番から 34 番までの 21 件、42 筆、63,329 m²でございます。

ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 31 号は原案どおり決定することとします。

中原委員及び田中委員は入室してください。

(委員 2 名着席)

次に報告第 14 号「非農地判定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 65 ページを御覧ください。

報告第 14 号番号 1 について議案書をもとに説明します。

今回、B 分類の荒廃農地について非農地通知を発出するものは 115 筆で、面積は 58,579 m²、所有者は 73 人、対象は大字有帆地区内です。

議長 質問はありませんか。

無いようでしたら原案どおり処理することとします。

次に議案第 32 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長 66 ページを御覧ください。

議案第 32 号について議案書をもとに説明します。

先に欠員の生じた第 8 区の農地利用最適化推進委員について、令和 2 年 12 月 21 日から令和 3 年 1 月 20 日までの 1 ヶ月間、公募を行った結果、1 名から応募がありました。

氏名等は 66 ページのとおりです。

応募者は第 8 区内で約 9 反耕作を行っており、地域の農業事情にも精通しているため、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有すると認められ、農地利用最適化推進委員に適任であると考えられます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 32 号に賛成の方の挙手を求めます。

議案第 32 号については全員賛成により原案どおり承認することといたします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、3 月 4 日(木) 9 時から、山本会長職務代理者及び緒方委員でお願いします。

第 9 回総会は、3 月 10 日(水) 13 時 30 分からで、会場は厚狭公民館第一研修室です。

議長 以上をもちまして第 8 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 50 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

3 番委員

議事録署名委員

4 番委員
